

公益法人の新制度移行に向けた取組

今回は、日本パブリックゴルフ協会（移行認定・寄稿）、持田記念医学薬学振興財団（移行認定・寄稿）を掲載いたします。（編集部）

日本パブリックゴルフ協会

●まえがき

現在、我が国では平成20年12月に公益法人制度改革関連3法が施行され、公益法人新制度移行が進められているが、当協会は本年3月19日に公益社団法人の認定を受けた。

この度、公益財団法人公益法人協会より、「新制度移行に向けた取り組み」の寄稿依頼を受けたので、お役に立つか甚だ疑問であるが、新制度移行に関してポイント、教訓、恥を忍んで失敗話を記す。

●当協会の事業概要

当協会は、昭和37年創立で本年48年目を迎えたが、事業活動は創立以来一貫してスポーツ振興の目的の下、国民的スポーツであるゴルフの普及振興を通じて、国民の健康の保持増進、余暇活動の充実等、豊かな国民生活の実現に寄与することである。今後ますます高齢化社会が進展していく中で、余暇活動の充実、健康の保持増進は重要なテーマであるが、ゴルフは生涯スポーツとして、充実した余暇活動の一助として男女を問わずジュニアから高齢者に至るまで幅広く愛されている。

当協会は、ゴルフの普及振興のためメイン事業として、パブリック選手権競技をはじめとしたゴルフ競技会を開催しているが、移行申請に際して事業体系を表の通り整理した。

●申請の背景と取組方針

一般的に新制度移行の選択に際しては、公益

表 日本パブリックゴルフ協会の事業体系

(公益目的事業) 公1 ゴルフ競技会開催事業	
I	スクラッチ競技
	1. パブリックアマチュアゴルフ選手権競技
	2. シニアパブリックアマチュアゴルフ選手権競技
	3. パブリックミッドアマチュアゴルフ選手権競技
II	アンダーハンディ競技
(公益目的事業) 公2 ゴルフ普及振興事業	
	1. セミナー・研修事業
	2. 交流・協力事業
	3. 調査・研究事業
(収益事業) 収1 ハンディキャップ普及振興事業	
公平な統一ハンディキャップの普及事業	
(その他事業) 他1 助成金事業	
助成金事業	

法人認定による社会的信用・信頼の取得、税制・寄付金上の優遇メリット、民による公益の増進に寄与する等の観点から検討の上、方針決定するケースが多いと思われる。公益法人移行選択後まず悩むのは、公益目的事業に該当するか、すなわちA（認定法別表事業）+B（不特定多数者の利益の増進）の判断、並びに公益目的事業比率が50%以上になるかの2条件のクリアであり、これがスタートになる。

当協会の事業内容は前掲の通りであるが、当協会の場合は事業構成比からして、「ゴルフ競技会開催事業」が公益目的事業として判定されるか、制度移行の全てはこの一点に尽きると考えた。その後ガイドラインで「(15) 競技会」が示され、スポーツ振興（ゴルフ）を目的とした競技団体である当協会にとっては、予想通り協会創立以来の事業活動が肯定された思いがし、基礎的条件はクリアと判断、平成20年11月開催の臨時総会で移行申請を躊躇なく決議、この上はともかく申請を急ぐとの方針を決定した。

●申請手続き上のポイント、注意点

申請から認定までを振り返り、ポイント、注意点、感想等に関して、紙面に限りがあるので主要点のみを記す。

(公益目的事業と収益・その他事業の区分)

方針決定後の作業は、公益目的事業と収益・その他事業との事業区分である。当協会は競技団体であり、ゴルフ競技会開催事業、及び関連の他の事業を含め全事業が公益目的事業に該当すると判断、またコンサルタントの評価も同様であったことから、公益認定等委員会（以下単に「委員会」という）に事前相談することなく、平成20年12月申請受付開始と同時に申請した。結果は収支相償を勘案しての事業区分の部分で大きな判断ミスをしており、申請取下、再申請と多大な労力を費やす結果となった。

収支相償は「公益目的事業の収入は、適正な費用を償う額を超えない」との基準である。従って、恒常的な黒字事業は公益目的事業としては認定し難い、具体的にはハンディキャップ普及事業は難しいとのご指摘を受け、一旦申請を取り下げざるを得ない局面となった。その後、収益事業に区分し直し申請書類を全面的に再作成の上、平成21年8月に再申請した。教訓として、入口での事業区分を誤ると（前述A+Bの条件、及び収支相償の観点）、その後の展開に大きな支障が生じるので、事前に委員会に相談の上決定することが望ましい。

また、管理経費を事業区分毎に配賦（事業費算入）をする場合、「適正な配賦基準の下で事業費への算入は可能」である。配賦基準は一部例示（建物面積比・職員数比・従事割合）されているが、費目毎の適正な配賦基準は悩ましいところであるので、この点も委員会と相談することを勧めたい。配賦基準に関しご指導を受けると、当然G表の訂正、そのベースとなる予算書の組み直し等、全面的な申請書類の差し替えが必要になり、思わぬロードを強いられるので要注意である。

(定款、役員報酬規程、会員規程)

公表する諸規程（定款、役員報酬規程、会員規程）の作成は委員会、あるいは諸団体から標

準モデルが示されており準じて作成した。定款に関して、案の段階ではモデルの「公益目的事業」なる表現は不適當、また会費の使途（事業別投入比率）に関する条文の追加、その他種々のご指導を受けた。感想としてモデル案といえども完璧ではなく、各法人の実態と平仄をとるには細部にわたり綿密な詰めが必要と感じた。

公表が前提の定款・役員報酬規程・会員規程は、公益法人移行方針決定と同様に総会決議が必要である。更に新法では代表理事が登記事項となるので、「最初の代表理事」を総会で選任する必要がある。なお、従来監事は登記不要だったが今後は登記事項である。

(申請書類の作成)

申請書類の作成は、電子申請が修正・差し替えが簡便、自動計算機能の完備、また操作マニュアル・手引きも充実しており大変便利であった。当初システムの不安定さを感じたが、現在は安定している。申請書類の作成はそれほど難しい作業ではない。事業説明は実態を熟知している必要性から外部発注は難しく、当事者が作成すべきである。財務関係書類も、一定程度の会計知識があれば十分作成可能、ちなみに当協会是小職1人で仕上げたがその程度の労力で可能である。

書類作成上のポイントは、事業説明は予算に組み入れた当該年度事業のみを記載、将来の展望等余計な記載は不適當とされる。法人の財政基盤を説明する別表の作成、特に管理経費配賦の基準設定、配賦作業は煩雑だが大変重要な作業である。公益目的事業収支の基本的考えは、前記の通り収支トントンか赤字が望ましいようだ。公益目的事業の不特定多数者の利益の増進、並びに無償または低廉な価格設定による受益者の範囲拡大との性格上、恒常的黒字事業の認定は難しいとの印象を受けた。公益目的事業収支の赤字化、公益目的事業比率アップのために管理経費を一定の配賦基準に基づき、公益目的事業に配賦（事業費算入）することはもちろん認められている。しかし、小額の費目まで対象とする、あるいは配賦基準の設定を誤るとG表、及び予算書の組換え作業等余計な労力が生

じるので、配賦対象費目・配賦基準を事前に十分検討しておくことが重要で、思わぬ落とし穴に嵌ることがある。この点も事前に委員会への相談を勧める。なお、配賦基準は費目に応じて一定のルールがあるようであるが、現在限定的一部の費目しか例示されておらず、申請者サイドの負担軽減化のためには全費目の配賦基準の公開が望まれる。

また、G表は事業区分毎の記載で、事業区分毎に一括配賦（事業費算入）すれば比較的簡単だが、G表のベースとなる予算書の事業区分が、いくつか細分化されている場合は、一層煩雑な作業になるので留意する必要がある。当協会はG表上5事業区分（公1、公2、収1、他1、法人会計）だが、予算書上はこれを16事業に細分化しており煩雑な配賦作業を強いられた。

（申請のタイミング）

申請のタイミングも重要な検討事項で、認定のタイミングによっては分かち決算の必要が生じる。決算は多大な労力を要する業務であり、期中での分かち決算・予算編成はできるなら回避したいところである。経験的に審査期間はおおむね6か月間と思うが、この前提で仮に3月決算法人について言えば、6月総会で諸決議、8月中に申請、翌年2月位には結論（内諾）を得るのが理想的である。移行認定を受けると2週間以内に登記する必要がある、年度開始日（4月1日）を新法人登記日とするには、逆算すると3月20日前後の認定受理がベストのスケジュールとなる。認定日は、ある程度希望を聞いてもらえる可能性はあると思われるので相談するのが得策。ただし、今後申請件数の増加は必至で予想審査期間6か月が適正か、また申請後補正、追加資料は必然で、想定スケジュール通りに事が進むかは予想し難いところと史料する。

（公益法人等認定委員会からのヒアリング・補正作業）

申請後は当然に委員会からのヒアリング、追加資料、申請書類の補正を求められるが、補正は3回、追加資料、また大から小まで種々のご

指摘を受けた。中でも「最初の代表理事」を平成20年11月の臨時総会で選任したが、新法施行前の決議は無効とのご指導を受け、臨時総会を再度開催するとの苦い経験もした。

他に、A（1）収支相償では、第一段階の黒字は公益目的事業収益の法人会計への流用とみなされ不可、第2段階の収益事業等からの利益の繰入額の計算は、誤解し易い部分であり要注意とのご指導をいただいた。小職は、委員会の皆様には親切丁寧にご指導いただいたという印象がある。また的確なアドバイスをいただけるメリットもあるので、ぜひ事前の相談を勧めたい。

（申請所要労力）

当協会は申請に際し予備調査等を含めコンサルタントを使ったが、事業説明、並びに管理経費の配賦は熟知した当事者でなければ作成できない部分が多く、結果的には小職がほぼ単独で作成した。財務関係書類も一応の会計知識があれば、十分内製処理は可能であり、多額の費用を負担する必要はないと史料する。

●最後に

振り返ると種々あったが、認定通知を受けた時の喜びは何にも代え難いものであった。当協会は、ゴルフ業界はもちろん、スポーツ団体として第1号の公益認定を受け、今般法人名を改称し新たにスタートした。今後もゴルフの普及振興との公益目的事業を通じて、民による公益の増進への積極的な参画により、社会的責任を果たしたいと考えている。

（日本パブリックゴルフ協会専務理事・島田忠次）